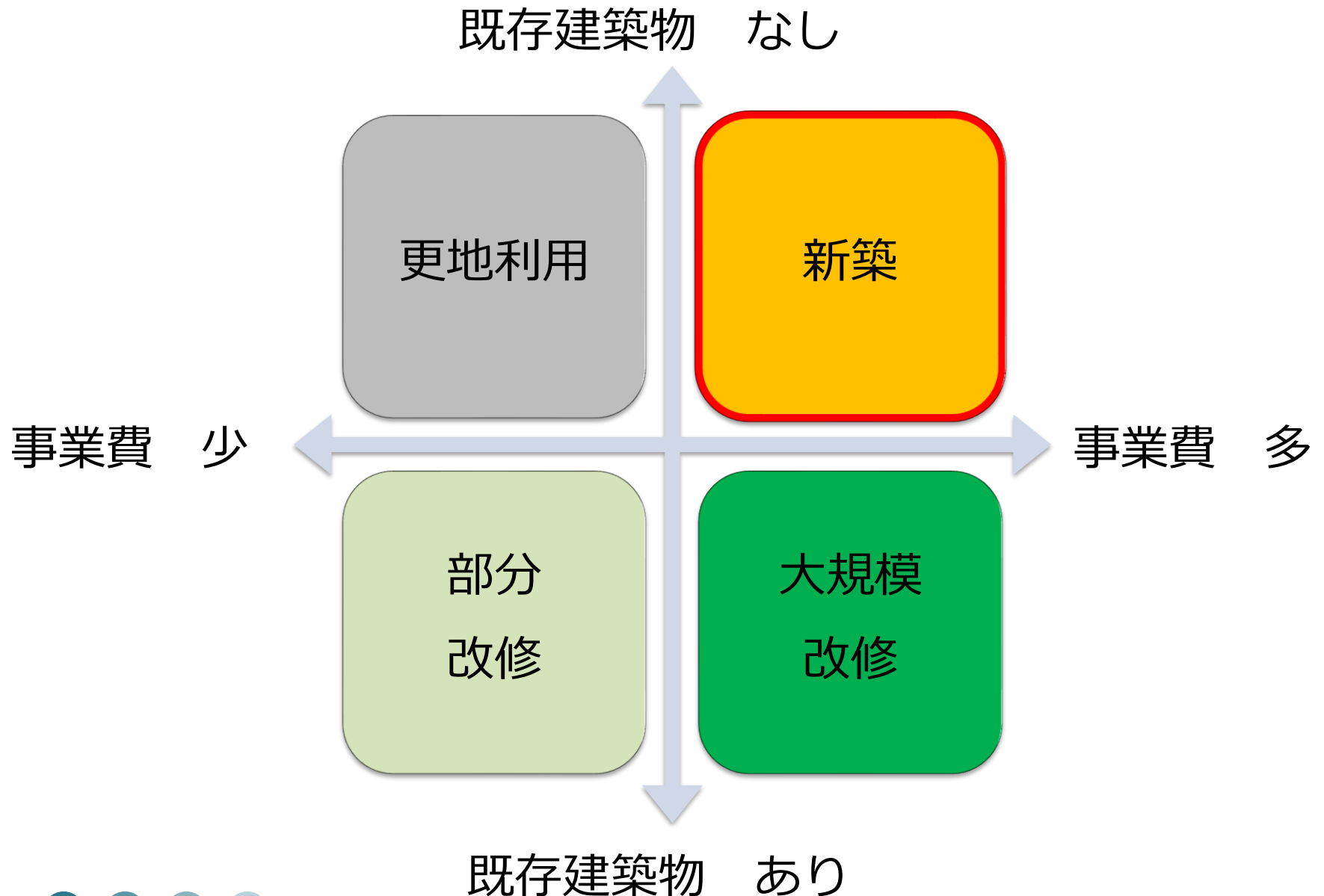


その土地活用、誰に相談すればいいの？

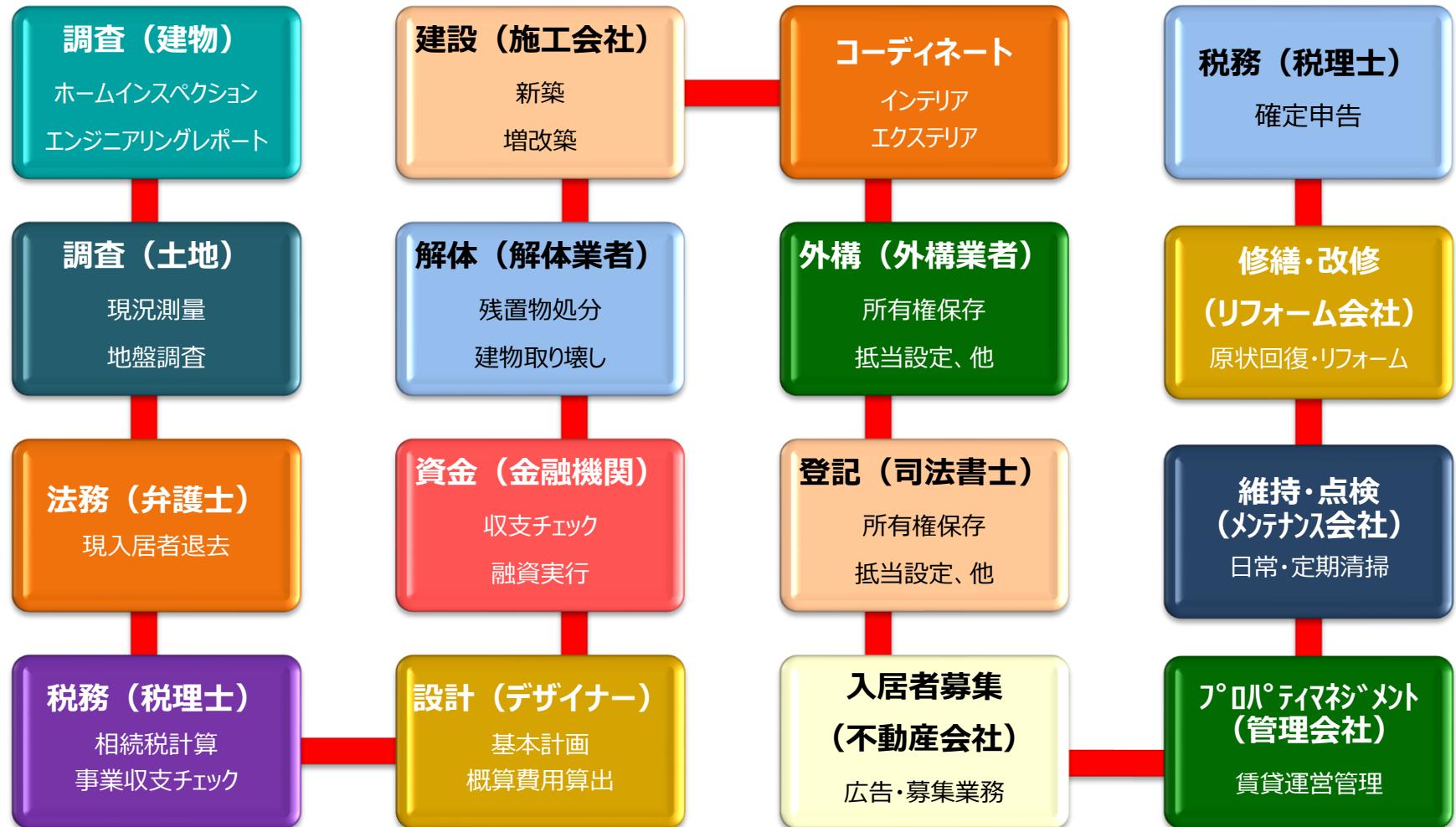
経験者？資格者？ 協会推奨資格も含めて解説します



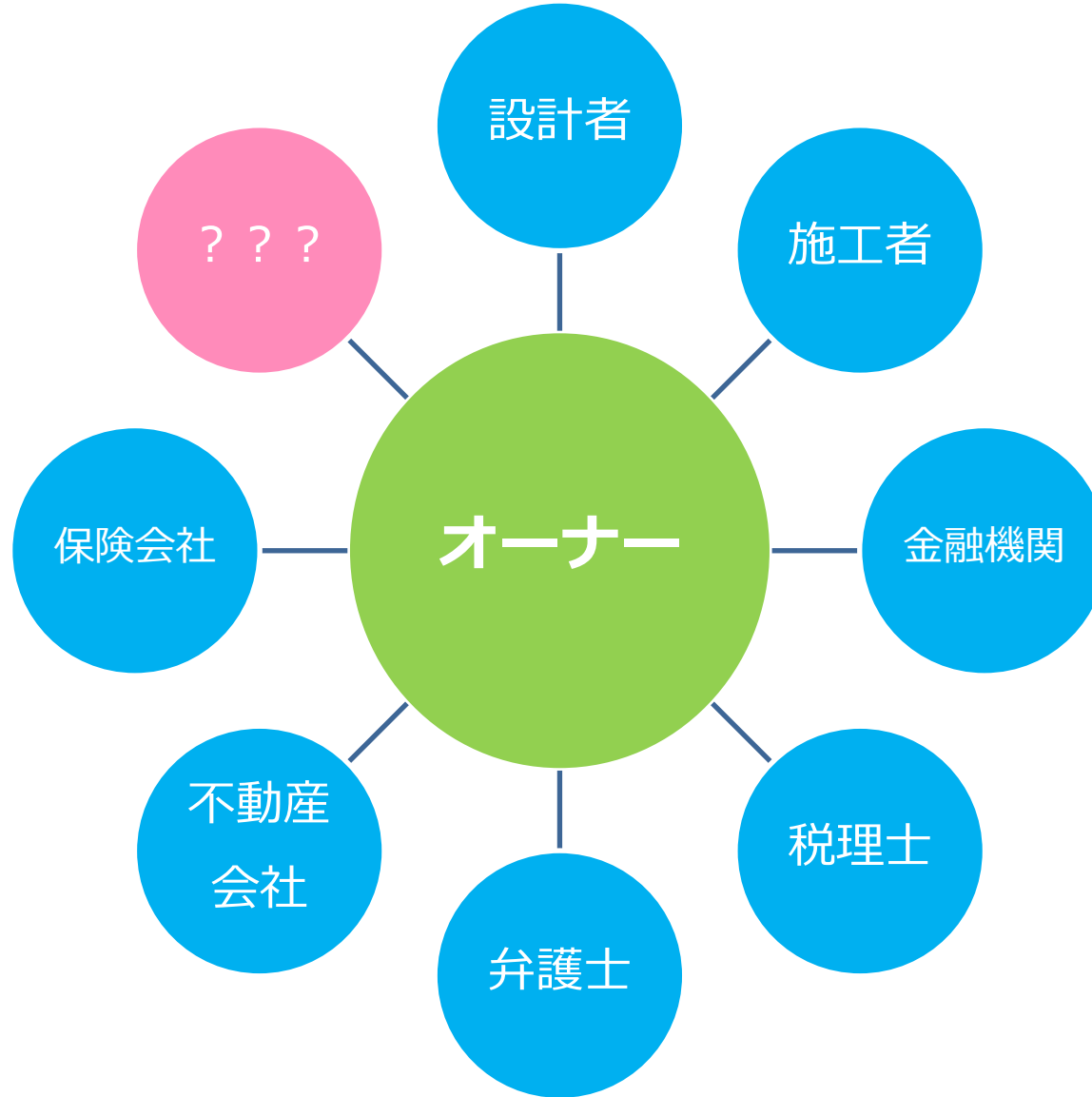
①土地（不動産）活用の分類



②土地活用（建物新築）の業務フロー



③土地活用に携わるパートナー



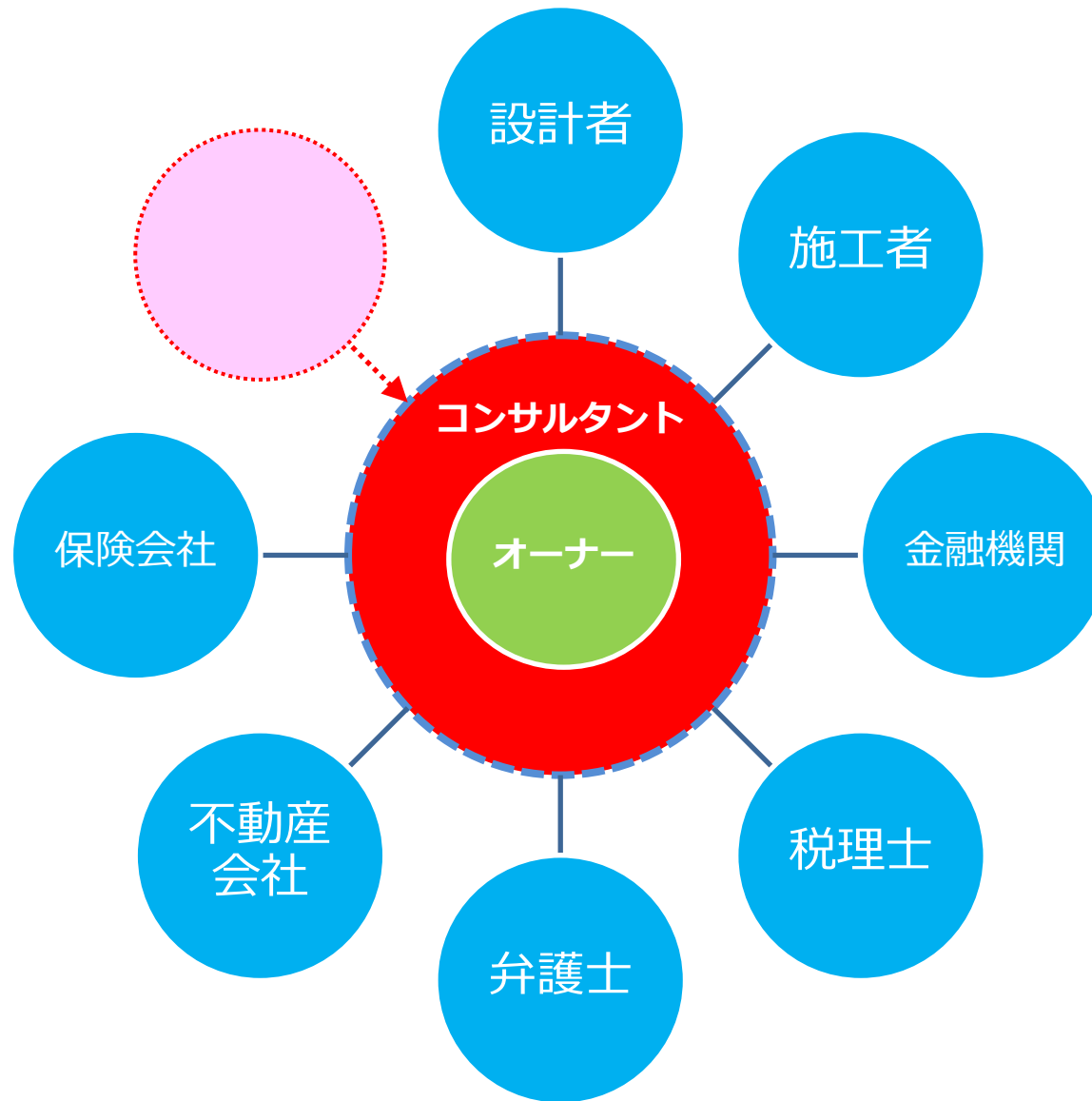
オーナーと
関係者が
個々に繋る
関係性

④土地活用の目的

- ・ 経済的な利益を得る収益を得る
(賃料収入、売却収入)
- ・ 資産価値を高める
(開発行為)
- ・ 税対策
(固定資産税、所得税、相続税)
- ・ 地域貢献
(施設設置、雇用創出)



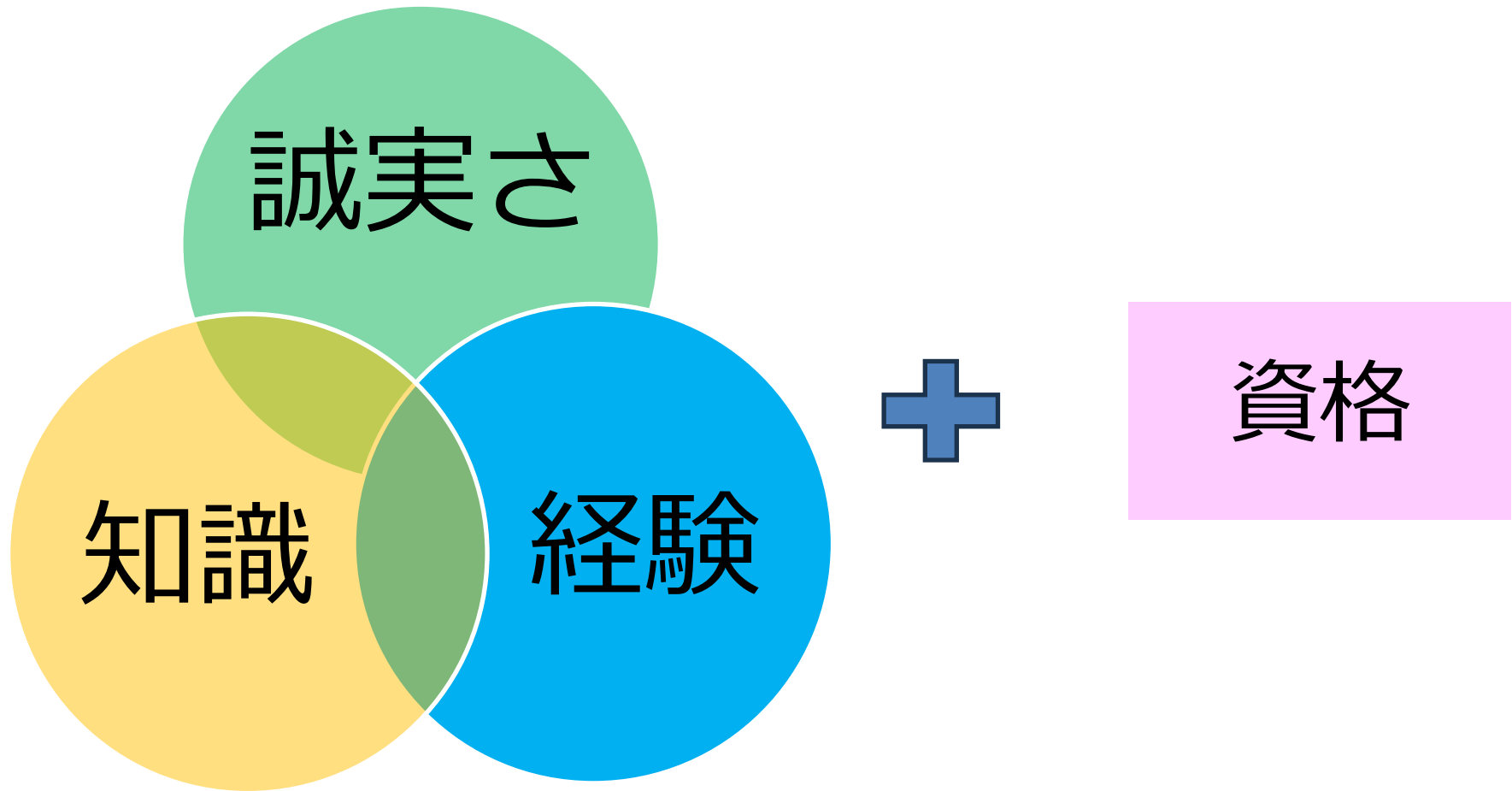
⑤理想的な相談相手（コンサルタント）



相談者が
オーナー代理
として
関係者と繋る

関係者同士
の繋がりも
相談者が構築す
る

⑥コンサルタントに求められるもの



⑦不動産系国家資格

- ・ 不動産鑑定士 (★★★★★)
- ・ マンション管理士 (★★★★)
- ・ 宅地建物取引士 (★★★)
- ・ 賃貸不動産経営管理士 (★★★)
- ・ 管理業務主任者 (★★)

⑧不動産系民間資格

- ・ 不動産コンサルティングマスター (★★★★★)
- ・ ビル経営管理士 (★★★)
- ・ 土地活用プランナー (★★★)



⑨土地活用プランナー（当協会認定資格）

土地活用プランナーは、内閣府から公益認定を受けている公益社団法人東京共同住宅協会が運営する「土地活用の専門資格」です。

本資格では、マーケティング、プランニング、事業収支計画、権利調整、法務、税務等の土地活用に関する様々な専門知識を体系的に学ぶことができます。

土地活用の専門家であることを、「資格」という形で証明できる強みがあり、土地オーナー様と関わる機会の多い不動産業界、建築業界の方々を中心に受験されています。



⑩土地活用プランナー試験

2025年9月6日（土）～2025年9月28日（日） 開催試験

- 次回試験実施期間：2025年9月6日（土）～2025年9月28日（日）
- 試験申込受付期間：2025年6月2日（月）～2025年9月25日（木）

お申し込みはこちら

◆申込受付開始は6月2日（月）からとなります。

◆お申込は、まず「マイページアカウント」を取得、マイページから行うことができます。

- （１）「マイページアカウントID新規作成」からアカウントIDを作成する。
- （２）「受験者マイページログイン」からマイページにログインして「CBT申込」を選択する。

試験会場

土地活用プランナー認定試験は、2025年度よりCBT試験に変更されました

ご視聴頂き、ありがとうございました

ご質問・ご相談は
下記にて承ります

電話:03-3400-8620

メール:soudanbu@tojukyo.net